

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会

《西成区》

■日 時：平成28年12月10日(土) 10:30～12:27

■場 所：西成区民センター

(司会)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長です。

松井大阪府知事です。

横関西成区長です。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長です。

本日の制度説明を務めます、副首都推進局制度企画担当部長の水守です。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます、副首都推進局住民対話担当課長の水野と申します。よろしく願いいたします。

後ほど吉村市長よりご挨拶と説明がございますが、まずは、開催に当たりまして、副首都推進局長の手向より本説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

おはようございます。副首都推進局長の手向でございます。

本日は、皆様お忙しい中、総合区と特別区という新しい大都市制度に関する意見募集・説明会の場にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

後ほど吉村市長から、この説明会を開催するに至りました背景ですとか、その改革の必要性といったことについてスライドを使った説明がございますので、私からは簡単に本説明会の開催趣旨だけ説明させていただきたいと思っております。

今、大阪府と大阪市では副首都大阪の実現に向けて取り組みを進めていこうとしておりまして、副首都大阪にふさわしい大都市制度というのは、市民の皆様方、そして大阪の発展にとってどのような形のものかというのを検討していくために、大阪府と大阪市、両方の組織を1つにした副首都推進局というのがこの4月から設置されております。そこで新しい大都市制度について検討を始めてるところでございます。この検討をより深めてまいりますために、総合区制度と特別区制度について市民の皆様方からご意見をお伺いしまして今後の制度設計に反映していきたいという趣旨で、この意見募集・説明会を開催することといたしました。

本日の意見募集・説明会は、これは行政が大阪市として開催してるものでございますので、今の時点で制度案に優劣をつけたり、どちらかの制度を選択いただくといった場ではございません。

また、開催目的に照らして、制度と関係のないご発言や政治的な主張といったことにつ

きましては、この開催趣旨、この開催の場ではふさわしくございませんので、この場での発言という形ではご遠慮いただきたいと思っております。

皆様からできるだけ多くの意見をお伺いできるように説明のほうはわかりやすく努めてまいりますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

私からは以上です。

(司会)

続きまして、横関西成区長よりご挨拶申し上げます。

(横関西成区長)

皆さん、おはようございます。西成区長の横関でございます。

平素は西成区政の各般にわたりましてご支援、ご協力賜っておりますことを、まず厚くお礼申し上げます。

また、本日は、土曜日の午前中という忙しい中、また寒い中、この説明会にご出席賜りまして本当にありがとうございます。

先ほど開催趣旨説明にもございましたけれども、本説明会のテーマであります総合区・特別区につきましては、統合区のあり方に対します重要なテーマでございまして、区民の皆さんへの住民サービスにも直結する問題でございます。

区役所におきましては、ニア・イズ・ベターの観点から、区政会議を通じまして区民の皆さんのご意見を区政に反映するように努めてるところでございます。同時に、西成特区構想事業の枠組みも用いまして当区の課題解決にも努めているところでございます。

西成区におきましても人口減少、また少子高齢化、こういったことが進んでおりまして、やはり未来を担う子どもたちの健全育成、健やかに育てていただくということが非常に重要な課題となっております。最近、公園ではなかなかボールを使った遊びができないとか、さまざまな制約がございます中で、やはり自由にたくましく育てもらうためにはそういった場も必要であるということで、今、元津守小学校、幼稚園におきましてプレーパーク、これを実現すべく現在も検討作業、また事業を続けてるところでございます。

同時に、逆に生活面もありますし、学力という点でもいろいろ課題もございまして、中学生を対象といたしました西成まなび塾、また、小学校3年生、4年生を対象といたしましたジャガピースクール、また、英語に親しむ授業とか読書推進とか、こういった子どもたちに対します事業を通じまして、本当に子どもたちが健やかに育つ環境づくりに努めてるところでございます。

また、西成区の北西部、具体的には津守、北津守のほうに参りますと、なかなか最近店がほとんどなくなりまして買い物にも大変不自由されてるということもございまして、区の事業といたしまして移動販売の方に補助をしましてそういった車を改装して移動販売車で回っていただく、足腰のちょっと不自由なお年寄りが買い物しやすいように、そういった事業にも区の事業として身近なそういった問題に取り組むということで対応させていただいてるところでございます。

本日は、私も皆様のさまざまなご意見を拝聴させていただくべく、この場に臨ませていただいております。本日は限られた時間ではございますけれども、わからないところにつ

きましては遠慮なくご質問いただきまして、また忌憚のない率直なご意見を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私から簡単にご説明いたします。

まず、吉村市長より、大都市制度改革の必要性についてご説明し、引き続き、お手元の資料に沿いまして事務局よりご説明いたします。ここまでで約1時間程度を見込んでおります。その後、皆様より、説明内容に対するご意見やご質問をお受けいたします。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見を記入していただきますようお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

吉村市長、お願いいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、おはようございます。

きょう、土曜日の朝という時間で、本来であればご家庭でゆっくりされたり、趣味の時間に使われたりというところだと思うんですが、この総合区・特別区の説明会、それから意見募集会に参加いただきまして、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

きょうの説明は制度の説明なのでちょっとわかりにくいところあるかと思うんです。それをできるだけわかりやすく説明したいと思います。本来、政策だったら結構わかりやすいんですね。先ほど区長からもありましたけど、西成のジャガピーパークどうなんのとか、待機児童とか学校の問題とか、あるいは高齢者の皆さんの認知症の対策とかどうなんの、個々の具体的な政策というんなら結構話はわかりやすいんですけども、きょうはその前提になるいわゆる大阪のこの制度のあり方について、これをご説明したいと思ってます。

実はこれ、非常に私は大事だと思ってます。一つ一つの政策というのは、立案されて決定して実行していくわけですけど、それは皆さんの大切な税を預かってやってるわけですけど、そういったところを決定していく仕組みであったり、それを実行していく組織というのが、実は僕は長い目で見たとき、そして今の生活を見たときは非常に大事だと思ってます。そういった意味で、今なぜこの大阪での制度改革が必要なのかということをご説明したいと思います。

まず、ちょっと振り返っていただきたいんですけども、昨年5月の17日です、これはもう皆さんもご承知のとおりですけども、大阪にふさわしい大都市制度を実現しようということで住民投票が行われました。当時は特別区を設置する大阪市を5つの特別区に再編して特別区を設置する、じゃ何でそんなことするのといえ、1つは、5つの特別区にしてできるだけ市民の皆さんに近いところでいろんなことを決定できる仕組みというのをつくって、皆さんが選挙で区長を選んでその区長がいろんなことを決定できる、もっと近いところでやっつけていこうじゃないか、住民自治を拡充しようというのが1つの目的でした。

そしてもう一つが、広域機能を大阪府へ一元化というふうにありますけれども、今、大阪市と大阪府というのは実は大阪の全体の成長についてどちらも権限を持っています。今、松井知事にも権限がある、私にも権限がある。今は話し合いを進めていってまいますけれども、そういった大阪市と大阪府、それぞれ大阪府全体の成長戦略、インフラであったり道路であったりさまざまなことについて同じような権限を持って、いわゆる二重行政が発生してしまっている。そんな中で、東京都の小池さんも一生懸命やってはりますけど、いわゆる大きな全体の成長戦略についてはもう大阪府に一元化して、そこで1人のトップのもとでやっていこうということです。

この2つの大きな目的で住民投票をやりまして、これはもう皆さんご承知のとおり、賛成が69万票、反対が70万票、これ0.8ポイント差ですけども、反対が上回ったということで、昨年5月の17日に住民投票を行いました5つの特別区の案というのは否決になりました。ですので今、特別区の案というのは存在していないという状態です。

そんな中でも、やはりこの大阪の大きな課題解決に向けた取り組みが必要だろうということで、昨年11月、私とそれから松井知事が、これは大阪市民の皆さん、それから知事は大阪府民全体ですけど、市民・府民の皆さんに、やはりこの大阪の改革というのは必要だろうと、特別区を修正する案、これをもう一回やらせてほしいということをお願いするというのもマニフェストに掲げてお訴えをさせていただきました。それで今、知事と私が誕生して、こういった説明会をさせていただいてるという状況であります。

大阪が抱える課題の解決に向けてということで、じゃ何が問題なのということなんです。この、まず、大阪の大きな問題ですが、やはり皆さんもご承知です、東京一極集中がもうずっと続いていて、やはりこれは変えていかなきゃいけないんじゃないか、大阪の低迷が続いてきてる、これを変えていかなきゃいけないんじゃないか、これは今、知事と僕でさまざまな策もやっていますけども、根本的に長い目を見たときに、やっぱりこの東京一極集中を変える仕組みというのをつくっていかなくちゃいけないんじゃないかというのが1つの考え方です。そして、大きくやはり超高齢化社会に突入します。これから皆さんが経験したことがないような高齢化社会に突入していくという中で、どういった体制がもっとも適切なんだろうかというのをやっぱり考えなくちゃいけない時期に来てるよねということでもあります。

そういった中で、ここに2つあります。東西二極の一極を担う副首都大阪を実現していこう、そのためにやはり日本の成長を牽引していく、大都市として再生していく、必要な都市機能を強化していく、二重行政を解消していく、こういった大きな1つの目的、これをやっぱり達成しないとイケないんじゃないのかな、この大阪でということなんです。

そしてもう一つが、人口減少していく、そして高齢化も進んでいくというのはどういうことかということ、要は財源が、経済の成長とも両軸になるんですけども、何もしなければ財源は確実に減っていくということになります。それはそれで、働き手が少なくなっていくということです。やっぱり財源がどんどんどんどんと限られてくるという中で、絶対無駄をつくっちゃいけない、市民の皆さんに最適なサービス、限られた財源の中で最適なサービスをするためにはどういった仕組みが必要なんだろうかと、ここで住民自治の拡充を図っていく必要があるんじゃないかということでもあります。

この2つの大きな目的に従って、ちょっと掘り下げて説明させていただきたいと思いま

す。

まず1つ目、大きな人口の動向です。東京都、この上のブルーが東京都です、この緑が愛知県、この赤で書いてるのが大阪府です。現在はここですね。ここが1965年ですから、これはかなり、こっちが2040年、かなり長いスパンで見たグラフなんですけれども、長いスパンで見るとですね、今現在ここですから、東京も減っていく、愛知も減っていくんですけども、注目いただきたいのは、大阪府の減りぐあいが物すごく多いんですね。これは、高齢化が進み、そして人口減少が進んでいく傾向が大阪府は非常に強いということです。さらにいうとこっちは大阪市内の話です。上の青色のが、これが横浜市、下が名古屋市、赤が大阪市です。横浜も名古屋も少しは減りますけれども、こういった傾向で下がっていく。しかしながら大阪市は、こういった形で物すごく急勾配で人口が減っていった、まさにそんな現状にある。少子高齢化が進み人口が減少していくのは、大阪市が一番最初に直面するんじゃないかというような状況であるということです。

これは経済です、全国における経済の占めるシェアの割合ですね。全国に対してどのぐらい経済的な規模があるのか、経済貢献してるのか、経済力があるのかというところのグラフなんですけれども、一番上が東京都です。これが18%ぐらい。大阪府というのはこの赤色。この下にあるのは愛知県、神奈川県がここにある。愛知県も神奈川県もこういった横ばいなんですけども、見てみたら大阪府はですね、やはりこういうふうに右肩で下がっていったんですね。もっと顕著にあらわれるのが大阪市内です。これも何十年と、これ1970年代ですから、かなり長い年数で見た大きな傾向のグラフです。横浜市、名古屋市というのはこういった横ばいに進みますが、大阪市というのは非常に5%ぐらいぐっと大きく右肩下がりに下がっていった状態です。これをどうやって経済力を高めていくのかというのは、今、僕と松井知事とやっていますけれども、大きな傾向でいくと今はこういう傾向にある、それが今の大阪の現状です。

資本金1億円以上、いわゆる大企業がどうなってるんですかということのこれはグラフです。東京、神奈川、それぞれここに500、200というように、この上にあるのは増えていったということですね。愛知は大体このぐらい。大阪府はマイナス259ということで、大企業がやはりこれは流出していったという現状にあります。東京と横浜というのは増えてきてるんですが、これは大阪市内です。横浜市。名古屋市。名古屋市は少し減ってますが、大阪市はやはり大きく減ってきてる、大企業が流出してる、特に関東・東京方面にですけど、大阪市の大企業は流出している、まさにそんな傾向があるということです。こういった企業さんにしっかりと活動をしてやっぱり税を納めてもらわないといけません。その税で皆さんの今の行政サービスが成り立ってるわけです。打ち出の小づちはありませんので。ですので、やはり企業の活動というのは非常に私は大事だと思ってますし、そういったことを促進させる政策をさまざまやっていますが、大きな傾向でいくとどうしても大企業というのが流出傾向にあるということです。

これは大阪の中で見た事業所の割合。どのぐらい事業所が大阪市の中にあって、そして大阪市の外にあるのかという、そういった地図です。見方は、この青色が濃いところが事業所が集積してるということなんですね。事業所が集積してる。白色になるに従って事業所が少ないという、そういった図です。これを見ていただいたらわかるんですけども、大阪市はですね、かつてこの大阪自体は大阪市を中心に発展してきたというのは、これは

もう間違いない事実です。歴史的には大阪市を中心に大阪というのは発展してきました。この辺は横浜とかあそこの辺とはちょっと違うんですけど。大阪市を中心に発展してきたんですけども、それがどンドンどンドン今は大阪市の外に事業所が広がってきているという状態です。ここが大阪市ですが、この大阪のエリアを超えて大阪府全域に広がってきている、まさにそんな状況です、事業所。ただ、その中で、大阪市と大阪府、松井知事と私とで、それぞれ非常に狭いエリアの中で広域の成長戦略を2人が別々に担当してるというような現状、果たしてこれでいいんでしょうかということです。大阪府は、皆さんご存じかどうか分からないですけども、都道府県の大きさでいうと、面積の大きさでいうと下から1番目、べったからいっこ上の非常に小さい都道府県なんです、大阪府は。じゃ、大阪市って物すごいどでかい政令市ですか、面積でいえば。実は下から4番目。政令市って20個あるんですけど、下から4番目。つまり大阪市も大阪府も実は面積が非常に余り大きくないところで市長と知事が一緒にやってる、背中を見てもすぐけんかになるというような状況で全体の成長戦略を担ってきてるというのが今の大阪の現状です。それじゃいいんですかと、いや、それだといいわけないということで、前の橋下市長、それから松井知事の時代から、そしてそれは僕が今市長になって引き継いでますけれども、大阪市と大阪府、それぞれにいがみ合ったり府市合わせ（不幸せ）と呼ばれるような状態じゃなくて、ちゃんとやっぱり大阪市、大阪府が1つになって大阪府全体の成長戦略とか経済成長と、そういうことをやっていきましょうよ、そういうスクラムしっかりつくって協力してやっていきましょうよというのをやっています。これは現に実際実行してまして、大阪のグランドデザインどうしましょうかと。24年6月とありますけど。あと観光、大阪の観光をどうしますか。これまでの仕組みというのは、一緒にやるということはもうあり得なかったですけども、今は大阪市と大阪府が大阪観光局というのをつくってですね、これ府市合同でつくった局で、大阪の全体の、市と府とかで分け隔てなくPRをどンドン発信して、いろんな人に来てもらう、海外の人に来てもらう。ここ西成でもバックパッカーのリュック背負った外国人の方が増えてきてると思うんですけど。大阪の魅力を発信して、それから外国人の方に大阪に来てもらっていろいろ消費してもらって、それは経済の活性にもなりますから、どンドンそういった方にも来てもらおうという戦略を府と市一体で進めていったりしてる。あるいは災害についてもそうです。大和川を隔てて津波の種類は変わりませんので、一緒にダムやっていきましょうかと。それから、大阪の全体の成長戦略とか都市魅力の戦略とか福祉の振興計画とか、こういったものについて府市共通でその戦略を取り組んで実行していきましょう、それで徐々に徐々にこの成長戦略を高めていきましょうというのでやっていっています。現に、皆さんどこまで肌で感じられてるかわかりませんが、大阪の経済というのは着実に着実に上がっていったのかと思っています。

もう一つが道路、インフラなんですね。これはあくまでも一例です。1つの例として見ていただいたらと思います。これ以外にもいろいろあるんですけども。淀川の左岸線の延伸部というやつですね。ちょっとニュースでも見られたことがあるかも知れませんが。要は、どういうものかということですね、今まで大阪の環状線というのはこの阪神高速、ここしかなかったんです。そうすると阿波座とかが物すごい込むんですね。何で込むのといえ、ここら辺の港で入ってくる車も一旦こっち側へ抜けるときに一旦大阪市内に入っていくと抜けるとか、要は一旦市内に入んなきゃいけない。本来入らなくてもいいような経

済活動をしてる車、物流とかそういうのが入ってきてるような状況なんです、今は。でも本来、都市として成長していくときに何が重要かという、この環状道路というのが非常に重要でして、都心の混雑を防いだり経済活動を阻害するのを防いだり、さまざまな効果があるんですけども、環状道路があれば、こう来てこう環状してこっちに抜けていくとか、中に入らなくてもよかったですんで、成長する都市というのはこの環状道路というのが非常に発達してるんです。でも大阪は、なぜかこの環状道路というのが全然発達してない。ここはいわゆるミッシングリンクと言われて着手すらされてないような状況でした。これは何でかという、ここに豊崎という、これ北区の豊崎なんですけども、新御堂のところですけど、ここは、大阪市内にぐっと入って行って、大阪市内を抜けて今度門真に抜けていく、大阪市内を外を抜けたら今度大阪府に入って行くわけですね。じゃ、この道路をどうやってつくんのという、これ僕自身が決められないんです。知事も1人では決められません。だから、大阪市長と知事が1つの方向になってこれをやりましょうということで意思決定しないと決められないんです。何でかという、大阪市内のことはもう全部都道府県が権限もあります。大阪市内を外に出ればそれは松井知事の権限になる。でも道路としてはこれはつながって、大事な必要なものですから、そういったものについて、これまで大事だねと言われてながらも知事、市長がそれぞれの縄張りみたいなところの意識があって全く進まなかったというところ、これは今は進めていってる。都市計画の決定もして、恐らく来年から国が了と言え現にこの事業着手が始まる。こういったもの、道路1つですけども、例えば例ですけども、大阪市と大阪府がやっぱりこれは同じような方向性を向かないと大きな成長戦略というのはなかなか決めづらい、そんな課題が大阪にはあるということなんです。

もう一つなんですけども、住民の皆さんの身近なところでもっとサービスをする必要があるんじゃないの、財源をやっぱり有効に活用していけるような仕組みというのをつくらなきゃいけないんじゃないのということなんですけども、これもちょっと例なんですけども、児童虐待です。非常に今、増えていってます、児童虐待の相談件数が増えていってます。これは大阪市の相談件数ですけど。ですので今、大阪市の児童相談所というのはもともとは1つだったんですけど、ことしの10月の秋に南部の児童相談所というのをつくりました、平野に。今は北部にもう一つ。私もやっぱり児童相談所は要るだろうというので今は増やそうとしているわけですけども。そういった住民の皆さんの身近な行政サービスというのがその地域地域によって求められてる時代になってきてます。

これは待機児童なんですけども、待機児童、これ見ても、実は大阪市内でも待機児童の多いとこと少ないとこという地域性が物すごくあります。これは西区です。西区は物すごい待機児童が多いんですね。でも一方、これ見ると西成は待機児童が割と少ない。何が言いたいかという、少ないところもあつたり多いところもあつたりする、こういったものは非常に地域性がある。住民の皆さんの身近なところで、地域によってやはり求められるものというものが実はエリアの偏在があるということなんです。裏を返せば、できるだけ皆さんから身近な声を聞いて、それをストレートに反映できる仕組みというのをつくっていくべきじゃないかということです。今は大阪市全部、これを一まとまりにして私がやっているとことなんですけども、もう少し小さな単位で皆さんが選挙で選ぶリーダーというのを決めたほうが身近なことが決定できるんじゃないんですかという問題意識です。

これは大阪市の人口規模がどのぐらいあるんですかということなんですけども、269万人。270万人です、今、大阪市。それはどのぐらいの規模かということ、京都府で260万人、広島県で284万人という、このぐらいの都道府県と同じぐらいの規模があります。こんな規模がある大阪ですが、国はこういった大きな自治体についてどういうふうに言ってるかということ、こういうふうに言ってます。市役所の組織はどうしても大規模化していきますねと、住民サービスをする上に当たっては。それから、カバーするサービスとかも非常に広がってきますねと。じゃ、その結果どうなりますかといえば、個々の住民の皆さんとは遠くなる傾向にありますね、これをどうにかしないといけないですねというのが現に言われてます。これは大阪市とか大阪府とか、どこかの政党が言ってるわけじゃなくて、国の専門的な機関ですね、そこがそういった答申を出してます。これはだから全国的な課題で、特に大阪では私は顕著だろうというふうに思っています。

じゃ、そのために大阪市、今何もしてないのと言え、そうじゃありません。今できる仕組みの中でやっていくことはやっていこうということで、まず、住民の皆さんに身近な事業については、できるだけ区長で決定できる仕組みをつくりましょうということでやっています。局が持つですね、権限とか財源とか責任を、できるだけ区長に渡していきましょうということをやっています。今、横関区長も来てくれてますけれども、できるだけこういった常に西成にいる区長に権限と財源をできる範囲で渡していこうというのをやっています。私は基本的にはずっともう中之島にいますから。中之島の本庁という大きな市役所で、そこで私がやってる。だから、それぞれ24区の区役所に出向いてああですかこうですかと、これ事実上できないです、事務の量からして。そういったことを区長が現にやってるわけですから、その区長にできるだけ権限と財源を渡していきましょうと。それから局長という、同じく中之島で全部政策決定していつてるんですけども、福祉局とかこども青少年局とかいろんな分野に応じて局があってそのトップに局長というのがいるんですけど、それも中之島にいて区役所にはいません。そういった局長よりも区長のほうが組織としては上の存在にしていこうと、そういったこともやっています。

それから、さまざまな住民の皆さんの同じような感覚で、本当に住民の皆さんが感じてることをちゃんと区政に吸い上げて実現できるように、いろんな人材を区長に登用しよう、役所の順送り人事でぐるぐる回るというだけじゃなくて、ちゃんと手を挙げて、私はこういうふうにしたんだ、区長としてこうやりたいんだという人を選んでいこうというので、公募区長、公募制度というのを採用しています。これは外部の方、いわゆる市役所の職員でない民間でやられた方だけではなくて、市役所の中でも、内部候補というんですけど、手を挙げて、とにかく区をこうしたいんだというような人、意欲ある人を採用する、そういった公募区長制を導入した。

それから、区民の皆さんがいろいろ実際に事業にいろいろ参画して、いろんなことで意見を言い合ったりできるようにということで区政会議というのをつくったり、そんないろんな仕組みを、できることをやろうというのでやっていっています。そんな中で、こういういろんな事業がそれぞれの区長の独自のアイデアの中で出てきてます。先ほど西成、横関区長からありましたけど、プレーパーク事業であったりとか、西成であれば。あるいは天王寺であれば子育てスタート応援事業というものであったりとか、さまざまいろんなところで、中央区であればとんぼりのリバーウォークのにぎわい事業であったり、その区長

がこの区に必要なと思うのはできるだけできるようにということで、さまざまこういった仕組みを実行できるようなことも今のできる範囲の中でやっていってるのが今の現状です。

それから、もう一つは教育についても、これまで教育というのはもう教育委員会だけがやるということだったんですけども、前の橋下市長から、ここはもうおかしいんじゃないかということでが一っとやって、今は僕自身、市長も、総合教育会議とって教育委員会と市長との協議体で大阪の全体の教育の方向性をどうしようかというような、そういったことが話し合える環境というのはできてきています。あわせて、学校についてもですね、やはり区長にもその教育現場にですね、しっかりと意見できるような仕組み、もちろん教育委員会が最終責任者なんですけども、そこだけじゃなくて、しっかりと意見が入っていけるようなそんな仕組みをつくらうということで、区長もその教育委員会の中での一定の立場、ポジションをつくってですね、今いろんな会議、学校ですね、学校校長の戦略予算についてのいろんな枠であったりいろんなことを、住民の皆さんが教育行政で求められることも区長の意見も反映できるようにと、そんなこともやっています。

そんな中でですね、やはりこの住民の皆さんに限られた財源の中で最低限のサービスという問題意識はありますが、やはり今のこの制度の中では一定の限界がある、さらにこれをもっと高みのところに持っていかなきゃいけないんじゃないかということで、総合区と特別区というこの2つの制度があるので、この制度をぜひ皆さんきょうは、詳しい説明は事務方にしてもらいますけども、そういった制度がありますよというのをぜひ知っていただきたいと思ってます。今、副首都大阪を実現するという意味で、副首都推進本部をつくってそういった方向性に向けて進んでいってるということです。

この副首都についてなんですけども、ちょっと見ていただきたいんですが、ここ、何を指すんですか、副首都大阪と言いますけどちょっと意味がわかんないよとおっしゃる方も多いと思いますが、こういうことを今、役所で議論してます。

1つは、これがわかりやすいと思うんですが、首都機能のバックアップ。東京で大きな地震とか大災害が起きたときって、じゃ日本はどうなるんですかと。今、日本の国策で、全ての政治・経済いろんなものを東京一極集中させるというふうにやってきてますけれども、もしそこで大きな地震が起きたり首都機能というのが麻痺したときっていうのは日本はどうなるんですかというところ。今は対策、まともな対策はありません。じゃ、その担い手というのは誰なのと。僕らが考えてるのは、そこは大阪だろうと。大阪が、もし首都機能が何かあったときに大阪がしっかりとバックアップできるような、日本を支えるぐらいのそんなまちにしていく必要があるんじゃないかというのが今我々が考えてる考え方。

そしてもう一つ、やはり東京一極集中が平時でも進んでますから、西日本ですね、首都と言われるぐらいのこういった大阪というのをつくっていかなきゃいけないんじゃないのかな、そういった基盤性、そういった拠点性、そういったものをつくっていく必要があるんじゃないかと。アジアの中でも非常に重要な位置を占めている大阪を、そういったもんをつくり上げていく必要があるんじゃないのかなと。

そういった中でじゃ何が必要なのといえ、いろんな都市機能とかいろんなインフラが必要になってくるとは思いますけども、あわせて大都市制度の改革というのにも必要になってくるんじゃないのかなと、その目的を達成するために必要になってくるんじゃないのとい

うこと。こういったことを含めて考えて、やはり今の大阪というのは大都市制度の改革が必要なんじゃないかというのが今の一定の私の考えです。

じゃ、どういう制度があるのといえ、総合区・特別区という制度があります。簡単に言うと、まず総合区というのはどういう制度かといえ、役所としての大阪市は存続します。大阪市は存続させた上で住民の皆さんの住民自治を拡充していこうと。総合区という、これ法律で定められた制度なんですけども、総合区長という区長を誕生させて、その総合区長にできるだけ権限を持っていかせようというような仕組みです。市全体に関することはこれまでどおり市長がやりますけれども、その区に関することは総合区単位で実行できるような、そんな仕組みをつくっていこうという制度です。今回皆さんに提示しますのは、そういう意味で一定のですね、権限と実行を持った総合区でないという意味ないですから、幾つかの区を、今の行政区を合わせて合区して、そして組織、実行力があるようなそんな組織も備えて、住民の皆さんの身近なところでその総合区長が決定して執行していけるような、そんな仕組みをつくっていこうというのが、住民自治を拡充していきましようということなんです。

それから、じゃ大阪府と大阪市の二重行政どうするのということに関しては、これはそれぞれの話し合いの機関をつくる、そして話し合いで解決をしていきましようというのが基本的な考え方です。ですので、背景思想としては、もう政治家なんだから話し合いで解決していけよということベースに、しっかり話し合いをする前提の協議機関、これも法律で定められてるんですけども、そういった協議機関の中で話し合いで解決して、二重行政なんかも解決していったらいいんじゃないの、今、僕と松井知事がやってるようなことを、これずっと続けていけばいいんじゃないのということが基本的な考え方です。

もう一つ、特別区は、これは大阪市という行政体は、これもう廃止です。大阪市という行政体は廃止して、そして幾つかの住民の皆さんが選挙で選ぶ特別区というのを設定します。どこが一番似てるかといえ、東京都なんかそれが一番似てます。東京都も実は区長というのは選挙で選んでる。それに似た制度ではあるんですが、そういった中で住民の皆さんが身近な区長を一定の範囲の中で選んで決めていきましようよと、住民サービスについても。それから、大阪市と大阪府の広域機能の強化ということについては、もうこれは1つに合わせていきましようということなんです。事務を大阪府がやって、大阪府が一元化して実行していく、大阪全域のことを決めていくと、いわゆる役割分担を明確にしていこう、制度としてやっていこうというのがこの特別区の制度であります。

もう少し掘り下げますと、この今の大阪市政の、こっち側になりますけれども、総合区というのがありまして、これは区長を誰が選ぶかといえ、市長が選びますが議会の同意も得て選びます。これは特別職ということで、これは副市長なんかも特別職というんですけど、要は一定の強い権限を持ってる、そういったものが特別職になるんですけども、そういった特別職に総合区長も位置づけてます。これは法律で位置づけてます。教育委員会は、これはもう当然1つ。市は1つであると思ってますんで市に1つ。議会は市議会、こういう。予算についてもですね、総合区長は市長に対して、こういう、私の総合区ではこういうことをしたいんだというので予算意見具申権というのがあります。こういうふうな予算でやってくれというのが。そういったことを言う権利があるというのがこの総合区長です。条例の提案については、これ大阪市がありますから市長、それから市議会議員があ

るということです。

特別区についてはですね、これはすでに制度から変えていくということになりますから、その自治体のトップというのは区長になります。それから区長は皆さんが選挙で選びます。教育委員会もその区ごとにつくっていくということになっております。予算編成についても区長がやる。それで区議会議員、区長で条例をやっていくということです。

ちなみに、この総合区というのは一部の区だけに導入するってのも法律上は可能ですけども、きょうご説明するのは幾つかの行政区と合わせて1つの一定の固まりにした、そういった合区を前提とした総合区のご提案、ご説明をさせていただきます。これは何でかといえば、ちょっと後で詳しい説明もありますけれども、やはり一定の権限、事務ができる組織体制を備えていく上では、一定のやっぱりその範囲、組織というのが必要になってきます。ですんで、一定の組織力を持った仕組みづくりをつくるという意味で幾つか合区すると。その上で、総合区においても区長が、私のような、できるだけ私のような立場でいろんなことをしていけるようなことをつくっていくというのが前提。ですので、合区を前提にしたご提案を、ご説明をさせていただきたいと思えます。

ちょっと私のほうからいろいろ話しましたけれども、要は、これからの大阪を考えたときに、やはりこの大都市制度、今のままじゃない大都市制度が私は必要だろうと考えています。きょうは政治集会ではありませんので、どちらかの制度を選んでくださいとか、そういうものではありません。じゃ、どういう仕組みがあるのといえ、総合区という仕組みと特別区という仕組みがあります、その中身はこういったものがありますよというのを、ぜひ皆さんに少し知っていただきたいと思えますし、それについてご意見あればですね、いろんなご意見、忌憚のないご意見を聞かせていただきたいと思えます。大阪が将来にわたってですね、豊かに成長していく、住民サービスも皆さんの身近なところで決めていくことができるような、限られた財源の中でどうしていくのか、そして財源をもっと増やしていくためにどうしていく必要が今の制度としてあるのかと、そのあたりについてですね、皆さんに問題提起したいと思えますし、そういった制度があるならということ、ちょっと質疑していただけたらなと思えます。

きょうはどうぞ皆さんよろしくお願ひします。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の水守より説明申し上げます。

(水守副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の水守と申します。

私からは、お手元のパンフレット「総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会資料」、これについてご説明をさせていただきます。

まず、1ページの目次をごらんください。

資料の構成ですけれども、3部から成っています。第1部では大阪における新たな大都市制度について説明をします。第2部では今回とりまとめた総合区の概案について、第3部では特別区の制度の概要などについて、今から30分余り頂戴をいたしまして説明をさせていただきます。

座らせていただきます。

では、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きください。

先ほどの市長の説明と重複するところもありますが、まず、大都市の現状・課題をごらんください。大阪市や横浜市といった大都市については、住民意思の的確な反映（住民自治の拡充）と効率的・効果的な行政体制の整備（二重行政の解消）といった課題があると言われています。

もう少し詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充については、政令指定都市である大阪市は非常に幅広い行政サービスを提供しているため市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。2つ目の二重行政の解消についてですが、大阪の場合で申しますと、政令指定都市である大阪市と都道府県である大阪府がそれぞれ同じような内容の仕事をしている分野があり、重複していることによって問題が生じているとされています。

これらの課題を解決するために、その下、国において法律が整備されました。

1つは、左側ですが、総合区の設置です。政令指定都市において、すなわち大阪市を残したまま、今、皆さんがお住まいの区、行政区にかえて総合区を設置し、区長や区役所の権限を強化して住民自治の拡充を図るものです。

もう一つは、右側の特別区の設置です。こちらは、政令指定都市・大阪市を廃止して複数の特別区を設置し、特別区ごとに住民の皆さんから選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1つの自治体として運営されます。

こうした状況の中で、その下にありますように、大阪府と大阪市が取り組んだ改革として、1つ目の丸、特別区の設置により住民自治の拡充、こちらは大阪市を廃止して5つの特別区を設置するものでしたが、平成27年5月の住民投票で特別区の設置は反対多数となりました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然として残されたままであり、それらを解決するためには引き続きたゆまぬ取り組みが必要です。

次の4ページ、大阪が抱える課題解決に向けてから5ページについては、先ほどの市長の説明と重複しますので省略をさせていただきますが、大阪の長期低落、人口減少・超高齢化社会といった課題に取り組んでいく必要があるということをお示ししています。

さらに1枚めくっていただきまして7ページの総合区制度、そして8ページの特別区制度については、この後、それぞれの制度の中で説明をさせていただきます。

なお、7ページ一番下のところに「ひとくちメモ」と囲んでるところがありますが、ご参考として、ところどころに用語の説明をつけさせていただいております。

以上が、第1部の説明です。

続いて、次、第2部「大阪における総合区の概案」について説明をいたします。

10ページをお開きください。

初めに、真ん中のところに点線で囲んでおりますけれど、概案の位置づけをごらんください。これから説明する総合区制度の概案は、大阪市としてこれでいきたいといった固まった案ではなく、住民の皆さんからご意見をいただくための素材、検討材料として取りまとめたものです。今後、この意見募集・説明会などを通じて皆さんからご意見をいただきつつ、市会での議論を踏まえ総合区案を取りまとめてまいります。

では、11ページをお開きください。

まず、総合区制度の概要についてですが、上の網かけをごらんください。丸の1つ目、「総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です」。

次に、少し飛んで中ほど、(2) 法律上の制度比較というところをごらんください。表の左側が通常行政区と呼ばれる今の区の制度、右側が今回新たに検討する総合区制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、2段目、区の位置づけに示しますように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わらず、行政区も総合区も区は市の内部組織ということになります。今の区と総合区の主な違いは3段目の区長について。左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は副市長などと同様に議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員となります。次に、総合区長の主な事務は、地方自治法で、総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくりなどの事務のほか、条例、これは大阪市が定める法律のようなものですが、この条例で定める仕事となっています。これらについては市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められます。さらにその下の段、総合区長には、区役所職員の任免権、すなわち人事権や予算の編成に当たって市長に意見を述べる権限、予算意見具申権が法律で認められています。また、総合区の区長は、住民の皆さんによってリコール、すなわち解職することもできます。

なお、総合区の制度としては、大阪市の今の24区のままで、あるいは全ての区ではなく一部の区にのみ総合区を導入することも可能ですが、今回お示しする総合区の概案では合区をした上で全ての区を総合区にする前提としています。

以上が、総合区の概案です。

次に、12ページをごらんください。

総合区を設置することの意義、効果及び課題について説明します。

総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスを、より身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案など、市全体に関する事項は引き続き市長がマネジメントをします。

その下に、総合区が設置された場合、局と総合区の事務がどう変わるのかを図で示していますが、後ほど具体例で説明をします。

次に、総合区設置で期待される効果と課題については、その下をごらんください。

まず、左側、効果としては、地域の実情に応じた、よりきめ細かい行政サービスの実現とありますが、1つ目の丸、住民の皆さんの声を、より直接的に反映することや、2つ目の丸、意思決定が迅速になることで、より迅速・適切なサービスの実現などが期待できると考えられます。

一方、右の課題については、効率性の確保として、1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で実施している仕事を複数の総合区に分散して行うことで、職員数の増加が見込まれるとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保などがそれぞれの区で必要になり、いかに効率性や専門性を確保していくかが課題となります。

このように、総合区制度の導入に際しては、一番下の網かけですが、区役所が担う事務の拡充が図られる反面、効率性や専門性の確保という課題があり、双方の観点からバランスよく検討をしていく必要があります。

次に、13ページをお開きください。

総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方を説明します。

ページの中ほど、黒い四角、事務レベル（案）をごらんください。総合区が担う仕事についてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案ではAからCの3つの案を設定しました。

まず、A案（現行事務＋限定事務）は、右側の欄にあります。現在の区役所の事務に加えて一般市並みの事務とありますが、今、大阪市役所の局、例えば福祉局や建設局などで実施している仕事のうち、住民に身近なサービスに係る仕事に限定して総合区に移すものです。

B案（一般市並み事務）は、例えば守口市や松原市といった一般市が提供している仕事を基本に総合区が事務を担います。

C案（中核市並み事務）の場合は、一般市よりも広い範囲の行政サービスを提供している中核市、大阪府内では東大阪市や高槻市などがありますが、これらの市が提供している仕事を基本に総合区が事務を行います。

わかりやすく言いますと、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが総合区の事務が増えます。

ただし、表の下の米印に記載してありますが、いずれの案においても、市全体を見渡しつつ実施すべき事務、詳しくは次のページで説明しますが、これらについては総合区に移さず、引き続き市長が判断する仕事として局に残ります。これは、先ほど区の位置づけでも触れましたが、総合区はあくまでも大阪市という自治体の内部組織ですので、独立した自治体ではないためです。

次に、一番下の区数（案）です。総合区の検討に当たりまして、現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししています。大阪市の平成47年の将来推計人口は約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定して、それぞれ5区、8区、11区としています。

総合区の導入に当たっては、必ず合区をしなければならないわけではありませんが、区役所が提供するサービスを充実させるほど、区役所ごとに必要となる職員の増加が見込まれます。24区のまま各区役所の体制を大きくすることは、職員の確保やコストの面で難しい面があることから、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、具体的な区割りは今後検討いたします。

以上が、総合区概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。

事務分担について、繰り返しになりますが、総合区では区役所が担う事務を今よりも増やします。

真ん中の局と総合区の事務の分担をごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の事務と行政区、すなわち現在区役所で行っている事務に分けられます。総合区が設置されますと、現在局で実施中の事務は、①、引き続き局で実施するものと、②、局から総合区へ移管するものに分けられます。具体的には、その下の表をごらんください。

「①局で実施」とは、総合区が設置された後も中之島の本庁にある局が実施する事務で

あり、例としては、表の右側、大阪市という1つの自治体として実施する条例や予算などの事務、市域全体を見据えた観点から実施すべき例えば成長戦略や広域的な交通基盤整備といった事務、それから、住民サービスの統一性や一体性が求められる例えば国民健康保険などのような事務は局で行うことになります。

その下の「②局から総合区へ移管」は、局の仕事のうち住民の皆さんに身近な行政サービスをより身近な総合区に移すものですが、上記の事務レベルの案3つに沿って3つの案を作成しました。詳しくは後ほど説明をいたします。

一番下の「③総合区で実施」ですが、現在、区役所や保健福祉センターで実施している仕事はそのまま総合区で実施をいたします。

事務分担についてももう一度繰り返しますと、総合区では、現在局で実施している事務のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスを中心に移管します。ただし、大阪市という1つの自治体として、また市全体の観点で行う仕事などは引き続き局で実施をします。また、総合区へ移管する事務の量によってA、B、C、3つの案を設定し、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが区役所に移管する事務が多くなります。

では、次に15ページ、職員体制というところをお開きください。

ここでは、総合区の事務を増やすことや合区によって職員の数がどう増減するかについて試算をお示ししています。職員数の増減イメージとありますが、基本的には総合区に事務を多く移すほど職員数は増えます。また、区の数が多いほど職員数は増えます。こうした増減は、ページの一番下、③総合区移行時の職員数の変化の試算結果にお示ししています。太い線で囲った表をごらんください。

A案では、5区、8区、11区いずれの場合でも、これ縦に見ていただいたらいいんですけども、黒い三角の数字、これは職員数が減ることを示しています。B案では、5区の場合は黒い三角で減少、8区ではほぼ変わらず、11区では増加します。C案では、いずれの場合も現行より職員数が増えるという試算結果になっています。

なお、こうした職員数の増減については、一番下の米印ですが、一定の仮定のもとで試算をしたものですので、確定した数字ではございません。

職員体制について簡単にまとめますと、A案からB案、C案となる3つで、すなわち区役所の仕事が多くなるほど職員数が増え、区の数が5区から8区、11区と増えるほど職員数は増えます。

次に、16ページをごらんください。

ここでは、3つの事務レベル（案）ごとに、きめ細かい行政サービスの提供と、できるだけ職員数を増やさない行政の効率性という視点で区の規模を検証した結果、今回皆さんにお示しする総合区の概案としては、真ん中に表がありますが、四角で囲んでます、A案は8区と11区、B案は5区と8区、C案は5区、これを概案として示しています。

では、それぞれについて詳しく説明します。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区ですが、区数は8区か11区、その場合はおおむね現行の職員数の範囲内で設置が可能と見込まれます。次に、その下の黒い四角、総合区の事務内容をごらんください。こども、福祉、健康・保健などの分野別に区役所に移す事務を示しています。なお、それぞれの枠の中で点線で囲んでいますのは、現在も区役所で行っている事務です。A案の総合区が設置された場合、例えば左上のこどもの分野では、保育・子育て支援とし

て現在局が実施している児童いきいき放課後事業が総合区長の責任のもとで行われることとなります。また、その右隣のまちづくり・都市基盤整備の分野では、道路・公園を維持する工営所や公園事務所の業務を総合区へ移します。

では、A案の総合区で何が変わるのか、期待される効果について18ページに3つの事例を示していますけれども、その一部を説明いたします。前のスクリーンをごらんください。

総合区で変わることで、A案で、道路の日常管理、放置自転車対策と上に書いてあります。現在、皆さんからのご要望、例えば道路の穴の補修や放置自転車の撤去については、区役所とは別の組織の建設局の工営所というところが行っています。図の右側をごらんください。これらが総合区の仕事となることで、住民の皆さんからのご要望に対して、直接、総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数の見直しなどがより迅速かつきめ細かく対応可能というふうになります。

なお、一番下に記載のとおり、総合区になりましても予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見据えて判断をいたします。

資料に戻っていただきまして、19ページをごらんください。

次に、B案の総合区です。区の数5区か8区、その場合はおおむね現行の職員数から一定の範囲内で設置が可能と見込まれます。総合区の主な事務内容として、B案で新たに加わる仕事には白い星印をつけています。例えば左のこどもの分野では、保育・子育て支援として市立保育所の運営、民間保育所の設置認可などがあります。また、その下、福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区に移します。

B案の総合区で期待される効果については20ページに3つの具体例を示しておりますけれども、再び前のスクリーンをごらんください。

このうち、こども・子育て支援施策の例について説明をします。前のスクリーンですが、大阪市では待機児童の解消を最重要施策に掲げて認可保育所の整備などに取り組んでいます。左側に認可保育所の設置フロー図がありますが、現在では、中ほどの②地域調整、色がついてますけれども、具体的には認可保育所の場所の決定については区長の仕事となりますが、③事業者の募集・決定については市長の仕事となっています。これが、図の右側、総合区になりますと、②の地域調整から③の事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事となることで、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設することが期待されます。

もう一度、資料に戻っていただきまして、21ページをお開きください。

次はC案の総合区です。C案、区数、区の数5区で、職員数は現行から一定の増員が必要というふうに見込まれます。総合区の主な事務の内容について、C案で新たに加わる仕事は黒い星印をつけています。例えばこどもの分野では、児童虐待対策としてこども相談センターの運営というのがあります。一番下の健康・保健の分野では、保健所の業務を総合区へ移します。

C案の総合区で期待される効果ですが、もう一度、前のスクリーンをごらんください。3つの具体例の中から、こども相談センターについてです。こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告や相談を24時間365日の体制で受け付けていますが、対応が必要な事案については、こども相談センターとは現在別の組織である区役所の保健福祉センターと連携して取り組んでいます。これが、図の右側、総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の組織となって両

者の連携が一層密になることで、虐待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待されます。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案についての説明です。

何度も恐縮ですが、資料に戻っていただきまして、23ページをお開きください。

今後の検討事項について説明をします。

まず、1つ目の二重丸、総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする案をお示ししましたが、総合区の名称を初めどのようなエリアで合区して総合区を設置するのか、総合区の区役所をどこに置くのかということについても今後検討していきます。

なお、米印ですが、合区に際して、現在の24区役所及び保健福祉センターについては、総合区役所の支所として位置づけ窓口業務を継続することとしています。以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎、システムなどの整備の費用、市長の所管事項である予算の仕組みに係る総合区長の権限についても、今後、具体的に検討します。

その下、11、総合区（案）のとりまとめに向けては、意見募集・説明会での皆さんのご意見や市会での議論を踏まえて、最終的には1つの案を取りまとめてまいります。この総合区の最終的な案については、今回お示しした3つの案の中から選ぶのではなく、皆さんからいただいたさまざまなご意見などを踏まえて事務の範囲や区の数などを検討してまいります。

なお、ご参考として、24ページには局で実施する事務の内容例を、それから、次の25ページから28ページにかけては局と総合区の仕事の分担の詳細を、さらにめくっていただいて、29ページにはほかの政令指定都市と大阪市の区の人口と面積に関するデータを添付しています。

以上が、第2部、総合区の概案についての説明です。

続きまして、第3部「特別区制度」についてご説明します。

30ページをお開きください。

初めに「ご留意いただきたいこと」をごらんください。この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、特別区について現時点での具体的な制度案はありません。これから特別区の制度案づくりにおいてどのような事項を決めていく必要があるのかというイメージを皆さんに持っていただけるよう、その参考資料として旧特別区設置協定書や平成27年4月の住民説明会のパンフレットの考え方などをこの後お示ししています。皆さんからいただくご意見を踏まえて、今後改めて制度案について検討を進めていくことになります。

31ページをお開きください。

まず、特別区制度の概要です。特別区とは、一般の市町村と同じように、みずから税金を徴収し、予算を編成する基礎自治体です。選挙で選ばれる区長、区議会が置かれ、区長が住民の皆さんに身近な施策を行います。

次に、（1）特別区設置法の制定というところをごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されていますが、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む区域では、政令指定都市等を廃止して特別区を設置することが

可能になりました。

次に、（２）法律上の制度比較をごらんください。表の左側が現在皆さんがお住まいの大阪市、一般に政令指定都市と言われる制度、そして右側が東京の新宿区や渋谷区といった特別区と言われる制度です。表の２段目、３段目をごらんください。自治体の首長は、政令指定都市は市全体で１人の市長、一方で、それぞれが独立した地方自治体である特別区は各区ごとに区長が選挙で選ばれます。議会については、政令指定都市は市全体で１つの市議会が、特別区では区ごとにそれぞれ区議会が置かれます。４段目、主な事務としては、政令指定都市も特別区もともに一般的な市町村の事務を行いますが、政令指定都市は市町村の仕事に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち上下水道、消防などは大都市行政の統一性を確保するため都が一体的に行っています。次に、課税権ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税・徴収し、その下、それらを活用して都や各特別区の間で財政の調整を行い必要な金額を配分します。

次に、32ページをごらんください。

特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が新たに設置される特別区と大阪府にどういうふうに分かれていくのかをイメージでお示ししています。

図の左側をごらんください。

今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育や小中学校の運営などですが、こうした住民の皆さんに身近なサービスに加えて、広域機能、例えば産業の振興や広域的なインフラの整備などの仕事もしています。一方、大阪府も大阪市と同じように広域的な仕事をしています。大阪においては、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っているということから、いわゆる二重行政の問題が指摘をされています。特別区が設置されると、図の右側ですが、大阪市が廃止されて、保育や小中学校の運営など基礎自治体の仕事は各特別区が担当して、産業振興や広域的なインフラ整備などの広域的な仕事は大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。

特別区の制度案について、どのような事項について検討して決めていく必要があるのか、また特別区を設置するまでの手続をお示ししています。まず、（１）特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府と大阪市の両方の議会の議決を得て、特別区を設置するための協議会、特別区設置協議会を設置する必要があります。次に（２）ですが、その協議会において、真ん中、太枠で囲んでますけども、特別区の設置の日や特別区の名称や区域など、法律で定められた８つの項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、（３）、協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、（４）、特別区設置に係る住民投票が行われ、過半数の賛成があれば、（５）、総務大臣の決定によって特別区が設置されることとなります。

以上が、特別区制度についての説明です。

次に、特別区に関して皆さんからご意見をいただくに当たり、その参考となるように平成27年５月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方について説明をいたします。

35ページをお開きください。

まず、(1) 特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について地図があります。その地図の下の表をごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、そして中央区という5つの特別区を設置することとしていました。それぞれの区のエリアは右に特別区の区域に記載しているとおりでした。各区の議員の定数は、特別区議会議員定数の欄に示すように、現在の大阪市会の議員定数86人を各特別区議会に割り振っていました。また、各区の本庁舎、つまり特別区役所の位置は、上の地図をごらんください、吹き出しのところに区の名前とともに本庁舎の所在地、例えば中央区の本庁舎の位置は現在の西成区役所、ここにしておりました。

ページの下備考欄をごらんください。

①窓口業務については、特別区になっても現在24区役所等で実施している事務は引き続き現在の区役所等で行うこと。②町名については、特別区の設置が決まった後に皆さんのご意見を聞いて決定する予定でした。

次に、36ページをごらんください。

先ほどの項目につきまして、平成27年度実施、平成27年に実施した住民説明会での質問票への回答を引用して当時の考え方をお示ししています。

まず、上から、区の名称ですが、区域を包括してシンプルでわかりやすい方角や位置を基本にすることとともに、ベイエリア地域は湾岸区としたこと。次に、区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区案としたこと。また、本庁舎の位置については、住民の皆さんの近接性あるいは交通の利便性などを基本としながら決定したこと。最後に、議員定数については、議会のコストを増やさないという趣旨から、現在の大阪市会の議員定数を5つの区に割り振ったことなどをお示ししております。

一番下の網かけに、この項目に関して、当時、住民説明会でいただいた主な質問や意見を記載しています。この後、各項目ごとに当時の主な質問や意見を記載しておりますので、ご参考になさってください。

次に、37ページをお開きください。

(2) 特別区と大阪府の事務の分担につきまして、真ん中の表、事務の分担(イメージ)をごらんください。今の大阪市は、左側の欄、住民の皆さんに身近な仕事として、戸籍、住民基本台帳、保育などを、また、その下に示すような広域的な仕事として、成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなどを行っています。特別区が設置された場合は、右のほうにあるように、特別区は住民の皆さんに身近な仕事を、その下、大阪府は大阪の全体の成長や都市の発展などにかかわる広域的な事務を担当するなど、役割を明確にすることにしていました。

次に、38ページをごらんください。

(3) 一部事務組合とは、複数の自治体が連携して効果的・効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たり公平性・効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険事業などについて、5つの特別区が一部事務組合等をつくって連携して行うこととしていました。

次に、(4) 職員の移管(特別区の職員体制)ですが、1つ目のぼつところに米印がついておりまして近隣中核市5市をモデルとありますが、これは、その下に書いておりま

すけども、大阪都市圏で30万人以上の人口を有する豊中市や高槻市、東大阪市などの5市の職員数をモデルとして各特別区の職員体制を整え、その上で広域的な仕事が大阪府に一元化されることに伴って必要となる職員を大阪市から大阪府へ移管するというふうにしておりました。

次に、39ページをごらんください。

(5) 税源の配分・財政の調整につきましては、1つ目のひし形ですが、各特別区で必要なサービスを提供できる財源、すなわちお金を確保して、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法をお示ししておりました。真ん中のイメージ図では、現在、大阪府で課税・徴収している税金を特別区と大阪府に分け、法人市民税や固定資産税など大阪府が課税・徴収する5つの税金は、大阪府で特別会計という別の財布で管理をして特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差を是正するために活用することとしていました。

次に、40ページをごらんください。

(6) 大阪市の財産と債務の取扱いについては、特別区の設置によって皆さんが日ごろ利用されている施設や大阪市が持っている株式などの財産、あるいは市債の返済がどうなるのかを示していました。①の財産ですが、1つ目のひし形、学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財産は、仕事の分担に応じて特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐこととしていました。また、2つ目のひし形、株式あるいは大阪市が積み立ててきた基金、貯金については、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除いて、特別区のほうに引き継ぐことにしていました。②の債務ですが、2つ目のひし形、大阪府で既に発行した大阪市債、つまり借金については大阪府が引き継ぎ、その返済費用は特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担することとしていました。

その下、(7) 大阪府・特別区協議会については、2つ目に書いてますけども、特別区の仕事に必要な財源の確保や大阪府が引き継いだ財産の取り扱いなどについて大阪府と特別区が対等な立場で協議・調整をして、3つ目のひし形、協議が調わない場合には第三者機関が円滑な調整を図るというふうにしておりました。

最後の(8)には、特別区設置の全般について、主な質問・意見をお示ししております。以上が、旧協定書に基づく内容です。

特別区につきましては、現時点で具体的な制度案はありません。皆さんからいただくご意見を踏まえて今後検討してまいります。

なお、41ページには、参考資料として旧協定書における特別区のイメージを記載しています。また、42ページに記載のとおり、平成27年の住民説明会でいただいた全ての質問とそれに対する回答は、大阪市のホームページで現在もごらんをいただくことができます。

長くなりましたが、説明は以上です。ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。

これより皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

冒頭お願いいたしました但、ご意見、ご質問に関しては、総合区制度、特別区制度と関係のないものや政治的な主張など、開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮い

たきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご意見、ご質問とこちらが判断した場合は、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

また、司会者の指名を受けてない方のご発言、あるいはやじや拍手など、進行上支障となる行為、ほかの参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださるようお願いいたします。

それでは、まず最初に、ただいまの説明に対するご質問からお受けしたいと存じます。ご意見につきましては後ほどお伺いさせていただきます。

ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら私が指名をさせていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。

できるだけ多くの方のご意見、ご質問をお受けしたいと思っておりますので、ご意見、ご質問は発言機会1回につきお一つとし、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。

また、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、まずご質問のある方、挙手を願います。

それでは、真ん中のブロックの前から2列目の黒い服を着た男性の方。

(市民)

よろしくをお願いします。

総合区・特別区になったら、いじめや体罰は少なくなるのでしょうか。体罰といじめは僕自身も受けましたし、僕の友達で体罰といじめを受けて自殺した人がいるんです。体罰といじめは法律で禁止されてるんです。その総合区・特別区になったらいじめと体罰は減るのでしょうか。そこを吉村市長にお伺いしたいです。

(吉村大阪市長)

体罰といじめ、これはもう絶対にあってはならないと私は思っています。今の教育委員会の中でも私の意見もいろいろ組み入れてもらえるような仕組みに今なってますんで、私は、総合教育会議の中で、いじめというのは、いじめがなくなるというのはちょっと難しいところあるんですけども、いじめについてはすぐに早い段階で相談があれば認知して、早期に対応するような仕組みはしっかりとつくってほしいというようなことはやっていってます。体罰については、桜宮高校事件もあって体罰をなくしていく、これはもう教師の話ですから、これはもう僕はゼロにできるという思いを持って、今、総合教育会議でもしっかりと学校に落とすようなことをやっています。つい先日、報道されたのもあって、私は本当にけしからんと思って、これはしっかりと対応したいと思ってますけれども、そこは当然私としてもやっていくというのは当たり前です。

ただ、その仕組みとして、じゃどうなのかということを考えたときに、これは市長がしっかりとやっていくことも大事なんですけど、総合区・特別区になったときに教育に関する行政の権限というのはどこにあるのというところがやっぱり大事だと思ってまして、特別区になればそれは教育委員会というのが特別区ごとにできますので、例えば今、大阪市内では1つの教育委員会ですけども、例えば、先ほどちょっと説明もありましたけど、否決になりました前の案であれば5つの特別区、要は5つの教育委員会ができる。ですので、い

いじめとか体罰の課題についても、住民の皆さんの身近なところで一定決めていくことができるというようにはなるだろうというふうには思っています。総合区においても、その制度設計をする中で教育行政にどれだけ事務を落としていくか、教育委員会は大阪市内に1つにはなるんですけど、分権化の教育行政というのを目指していくことになりますので、だから皆さんのそういったいじめとか体罰をなくすべきじゃないかという声を、できるだけ近くの権限があるところできっと上げるような仕組みにしていく必要があるだろうというふうに思います。

ただ、これが確実に総合区・特別区になったらなくなるんですかといえそうですね、これは、その首長あるいは総合区長が、その政策に対して住民の皆さんからの思いも受けてどれだけしっかりと対策を取り組んでいくのかということが重要なんじゃないのかな。きめ細かい住民サービス、教育行政、いじめとか体罰対策をやるというのは、やはり教育委員会とかが身近なところにあったほうが私はやりやすいんじゃないのかなというふうに思います。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方、挙手を願います。

それでは、こちら左ブロックの前から3列目の男性の方。

(市民)

21ページの総合区概案C案というのが、総合区の数5区というのがあります。これを、19ページの総合区概案B案の8区、これをC案で8区にしてはダメなんですか、これは。そのところを少し説明お願いしたいんですけど。なぜ5区になるんですか。

(吉村大阪市長)

ページの16ページをちょっと見ていただきたいと思います。これ見ていただくと、例えばC案ということで行くと中核市並みの事務をするということになります。中核市並みの事務といえば比較的事務の範囲が大きくなってきますから、そうするとそれに必要な人が、組織が必要になりますから職員が必要になってきます。この縦の軸の5区、8区、11区というのを見てもらったらいいんですけど、例えば5区でC案になれば、ここにちょっと120から270人と書いてると思うんですけど、これはですね、今の大阪市の体制から比較してC案の5区で行くと120人から270人ぐらい、概算ですけど、職員をやっぴり増やさないと組織としてなかなか成り立たないだろうということなんです。そうするとですね、区数を増やせば増やすほどやっぱり職員というのは必要になってきます。C案の8区で行くと340人から550人ぐらいの職員の増が必要になる。C案で11区になると540人から820人ぐらいが必要になってくる。ここにはないですけども、例えばC案で今の24区のまま行くと莫大な人数が必要になってくるということになります。これだけ職員が増えれば増えるほど、やっぱりそれ自体も人件費コストもかかってくるということになりますので、そのバランスというのをやっぱり考えないと、職員の人件費コストは当然これも税が必要になりますから、その分、行政サービスをカットしなきゃいけないという話にもなってきます。ですんで、人数として適切な人数はどうなんだろう、C案にして中核市並みのできるだ

け大きな事務を持たす、そのためにはやっぱり一定の組織が必要になってくる、人が必要になってくる、これは区数が増えれば増えるほどやっぱり人数が必要になってきますんで、今の大阪市の職員の数とどれぐらい増えるのかな減るのかなというのを比較するとですね、C案については5区がコストの面も考えればベストなんじゃないかということでご説明させていただいてる、そういうことです。

(市民)

理解できました。ありがとうございます。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いします。

それでは、こちら右のブロックの後ろから2列目ですかね、今手を挙げておられる男性の方ですか。

(市民)

すみません。今の質問に続くとは思いますが、15ページの職員のことなんですけど、職員数、平成24年の職員数1万3,800人をベースに試算というふうに書いてます。消防、保育所、学校などを含まずと。大阪市のホームページで、平成26年4月1日と平成27年4月1日で、トータルで3万4,694人が3万1,747人と2,947人が減りましたというのがホームページに載っております。これは、今も言いましたけれども、消防やとか保育所、学校などを含んでるという数字だと思いますが、1万3,800人ですね、これは平成24年ですから、現状でですね、まずどれぐらい職員数が減ってるのか、多分1万1,000台ぐらいになってるんじゃないかと思うんですけども、そうすると3年でですね、約2,000人弱ぐらいの人数が減ってますと——数字が間違っていたらすみません。今、この下に書いてある増えるとか減るとかというこの人数ですね、これは別に加味しなくてもいいんじゃないでしょうか。つまり自然減ですか、減っていくわけですから。と同時に、総合区に関しては、これだけ事細かく職員の数が比較されてるのにも関わらず、特別区に関してはこれ1行ですね。38ページに書いてある、職員の、先ほどお読みになりましたけど、適正な職員体制を整備します、これだけで終わってますね。特別区になった場合、これだけ総合区で職員の数を比較してるんですから、特別区の職員がどうなるのかということもやっぱり説明する必要があるんじゃないんでしょうか。

以上です。

(吉村大阪市長)

まずですね、この職員の数ですけども、大阪市の全部の職員の数を言えば3万2,000人で職員の数は確かに減っていています。ここで皆さんにご説明してる平成24年度ベースの職員の数なんですけれども、これ確かに少しずつ職員数、行政の職員数も減っていています。ここで皆さんにお伝えしたいのはですね、これは確かな確実な数字という詳細な最後の設計じゃないんですけども、概算としてどのぐらいの人数になるのかということをご理解いただきたいということでこの数字を出させてもらってます。概算で大体、職員

としてこのぐらい減る、このぐらい増えるということをご理解いただいて、それでどの案が概算としていいんだろうかということをご理解いただきたいというふうに思っています。ですので何人か少人数単位で、具体的にこの作業、制度設計するよということは、これから1年ぐらいかけてやっていくことにはなるんですけど、そこでの人数の最終決定ということになるのかなというふうに思います。ですのでここは概算の、どのぐらいの職員が増減、変動するのか、それぞれの事務の量に応じて大体どのぐらいの人が必要になるのかということをご理解いただけたらいいのかなと。その大きな概算の部分では、こういう数字で間違いないというふうに思っています。

それから、特別区についてですけども、去年の5月の17日の住民投票でやったときの案でいえば、具体的な職員数の概算というのもこれも示させてもらってましたが、今ちょっと残念ながら、これ否決で特別区という案が、具体がありませんので、これについてはですね、当然、今後もし法定協議会というのを立ち上げれば、そこで具体的な数の設定をしていくということになります。そこになるとですね、具体的な職員の数がどうなるというのも具体的に皆さんにご説明できるのかなというふうに思っています。今は、どちらかの制度を選んでくださいということでは、冒頭申し上げたように、ないんですけども、おおむねこういうことになるということをご理解いただけたらなというふうに思います。

ちょっと事務方からも補足で説明をさせていただきます。

(水守副首都推進局制度企画担当部長)

失礼します。

具体的な職員数についてのご質問もあったかと思います。ベースが同じベースじゃないのでちょっとその1万3,000何人というのと合わないかもしれませんが、具体的な数字で申し上げますと、市長部局となるくくり、消防とか交通とか水道とかそういうのをのける話、教育も入ってませんが、でいいますと、26年の4月、2年前ですね、2年前で組むと1万7,557人だったものが、1年後、27年の4月に1万6,773人となっておりますので、780人ほど、784人減っていると、1年間でそれぐらいの減が出ているというのが具体的な数字になっています。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、こちら右のブロックの後ろから4列目ですか、黒い服の女性の方。

(市民)

すみません。こういうところあんまり発言できないので恥ずかしいんですけども。きょうは総合区の説明会と思うんですね。特別区については否定されたから、そのあたりは参考資料でもいいんじゃないかなと思います。

そして、今聞きたいのは、総合区になったら、今最初におっしゃっておられました高齢化とか、だんだんだんだん大阪市に企業がなくなるので税金がとれないと、いっぱい税金とれるようにコストを減らさなアカンとか、そういう形のあれが欲しかったなと思うんです。今の現状ではこうこうこうこうこうという原因があつて無理やと、それで総合区にやり

たいとか、そういう視点が私は残念ながらなかったん違うかなと思います。例えば、言いたいのは、今イラストでやられましたね、総合区では、今、虐待の話ありましたから、子ども相談所はこうなっていくようになりますよと。じゃ、今なぜそういうことになってるのか、人数もおるし今のほうがきめ細かいでしょ、区分け多いんやから。どっちにしる総合区にしたら減っていくわけですからね、今のほうがきめ細かい違うんかなと私は簡単に思うんですけれども。

そして、私のことを考えますと、ずっと住民税払うたりしてきましたし、65歳からかなり税金増えるという形でやってるのに、できるだけコストを減らしてほしいんですよ。

(司会)

すみません、今の……

(市民)

終わります。

(司会)

よろしいですか。すみません。

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

(吉村大阪市長)

コストを減らしていくというのは、これ当然やらなきゃいけないと思ってます。ですんで、これ皆さんの大切な税をお預かりしてるわけですから、行政の無駄遣いというのは絶対あってはいけないと思ってます。ですんで、僕が一番最初に市長になってやったのは、自分の報酬を40%削減するというのをやりました。要はこれ、どういうことをしたいかという、役所における無駄遣いは絶対させないよ。それ何でかという、東京みたいに物すごく財源があれば別ですけども、今、大阪、そんな状況にないですから、だからこれはもう僕自身もそうですけど、役所全体の無駄遣いは絶対許さんよというスタンスをやってる。これはもう当たり前の話だと思うんですよ。

今回のこの総合区の場合であっても、24区のほうがきめ細かくできるじゃないのということですけど、24区というのは、実はですね、この区役所というのは出先機関であって物事を決定したり執行するというのは実はできないんですよ。やってるのは実は中之島の本庁というところでやってる。その仕組みを変えてですね、皆さんの身近なところで、僕は今1人ですけども、こういったできるだけこれに近いような行政の決定権ある人をですね、総合区であってもちゃんとできるだけ権限を持たせて皆さんの身近なところで決めていける、そんな組織の体制をつくっていったほうが税についても効率的に使っていくことができるんじゃないのかなというふうに思ってます。

(松井大阪府知事)

今、コストの話なんで、二重行政のコストをどう減らしていくかということなんですけど、総合区という形になりましたら大阪市役所は残ります。だから市長もいます。知事も

このまま。ということは、同じ権限を持つ2人がいますから、二重行政は実際にはなくなりません。でも、今は僕と吉村市長、前は僕と橋下市長でしたから、話し合いで二重行政は解消してました。例えば二重行政でわかりやすいコスト、例えば政令市と都道府県というのは東京に事務局もってます。海外にも事務所があります。海外と地方外交したり、大阪の企業が海外に進出するときのお手伝いをするための事務所です。僕と橋下市長になる前は、大阪府も大阪市もそれぞればらばらに東京事務所は2つあった、上海にも事務所は2つありました。これ1つで十分やりくりできてます。というのは、今何の問題も起こってない。僕と橋下市長になって、今から4年前、これを1つにまとめた。1つにまとめると、簡単な話、家賃は1カ所で済みます、どちらも。これでコストがどのぐらい落ちたのか、事務所をまとめるだけで約1億円コストがぐっと抑えられた。それまでは、橋下知事時代、平松さんの時代、もっと言うならその以前もずっと、この事務所は2つあったんです。これが二重行政のコストの無駄遣いでしょ、僕らはそう思ってます。これを根元から、もう二重行政二度と起こさない。人間関係で解消してますけど、これは人が変わればもとへ戻ります。こういうコストを、無駄なコストをぐっと抑えるためには、やっぱり特別区という制度も考えてくださいよというのが我々きょうご説明している内容です。

(司会)

それでは、これからご意見も頂戴したいと存じます。あわせて、引き続き質問のほうもお受けいたします。

それでは、ご意見、またご質問のある方、挙手のほうをお願いいたします。

それでは、こちら右のブロックの真ん中の男性の方、最前列の。

(市民)

すみません。パンフレットの23ページに……。あ、ごめんなさい、その前に、その前にといえますか、今回、総合区と特別区の話があるんですけども、特別区は去年の住民投票で否決されましたし、そもそも東京都をお手本にした構想なんで、現在の東京都の豊洲市場移転問題見れば、問題は制度にあるんじゃないかと、制度にあるんじゃないの是一目瞭然で、議員さんとか役所の役人といった人のガバナンスとかコンプライアンスの問題だと思ってますんで、ですんで私は総合区のほうがいいんじゃないかと思ってますが。

パンフレットの23ページに、下のほうに「総合区(案)のとりまとめに向けて」とかと書いてまして、下から2行目に「どの程度の区数をめざすか」とか「総合区と支所のあり方について、どのように考えるか」とか書いてますし、ほかに、パンフレットの13ページにも、一番下に「具体的な区割りは今後検討」とかと書いてもらってますし、あと、ページ数でいうと、15ページも一番下なんですけど、「仮定をおいた試算であり、今後の精査により変動」と書いてますんで、どういうレベルをもとに試算されたのかよくわかんないんですけども、例えばよく、神戸空港、よその自治体ですけども、誘致するときに、こんぐらいお客さんが来るだろうということで神戸空港をつくったんですけども、結局そんだけ、その試算どおりにお客さんが来ずに、今、神戸空港、関空とか伊丹空港と一緒にいたいみたいな感じになっちゃってますんで、そもそも試算が間違ってたんじゃないかみたいなこともあると思います。

私の意見としてはですね、合区を前提にした総合区、たしか30年ぐらい前に大阪市、東区と南区が一緒になったり、昔たしか大淀区という区もあったと思うんですけども、北区と一緒にになったのか、ちょっとそこまで覚えてませんが、だから当面、人口10万人以下の区を合区して、例えば横浜に……人口の多い、横浜並みの18区にする案とか、名古屋市と同じ16区にする案とか、24区の半分の12区にする案とか、それは何でないのか、何で11区、8区、5区なんかちょっといまいちよくわかんないんで、ぜひ18区案、16区案、12区案ということも考えてほしいなと思います。

(司会)

ご意見ということで承りさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方。

それでは、今度は真ん中のブロックの今手を挙げられてる男性の方。

(市民)

総合区についてのお話でありますけれども、総合区は現在20の政令都市の中でどこも実施を検討してるところはない、大阪市だけだと思うんですね。大阪の場合はほかにないやり方をやっておる。それがきょう説明がありましたシティマネジャーの制度だと思うんですね。この制度でなぜだめなのかという説明をお願いしたいわけですが、総合区をやる目的というのは、都市内分権とそれから住民自治の充実、ニア・イズ・ベターですね、その観点からいきますと、この案のですね、いろいろ事務を区に集中しようということが出ておりますけど、私は区は対人行政を中心にすればそれで十分ではないか、それ以上やる必要があるのであれば条例で区長に権限を与えればできることでありますから、総合区にわざわざしなくてもできる、こういうふうに思います。例えば放置自転車の問題なんかを区長がやる。たくさん仕事をやることになると思いますね。区長は本当に区民に目が回らないと思うんですね。撤去した自転車をどこへ持っていくんだ。結局やはり全市的に集中的にどこか保管所をつくらなければならない。そういうのを区でやったらどこに保管するんですか。そういう問題も出てきます。

それから、一番大きな問題は、住民自治の充実、ニア・イズ・ベターに全然つながらないんじゃないかというふうに思います。今は身近な区役所がありますけれども、これが6つとかそういうブロックになった場合に、そのブロックの中の区役所、例えば特別区のときの案であれば区役所に行くのにほかの区の住民は大変です。主として区役所本庁が置かれるところですね、区の本庁が。それ以外の区に住んでおられる人が行くのは大変です。大阪市のバス路線がそういう点で非常に不十分な状況になっておりますから、そういう点で不十分だと思います。ですから、地域振興会とか区政会議といろいろやっておられますけど、これを極端に5つも6つもまとめたら、そういう住民組織は立ち行かなくなる……

(司会)

すみません。そろそろちょっとご意見のほうをまとめていただけたら。すみません。

(市民)

はい。そういうようなことで、ぜひ現在のままでいいんじゃないか、先ほど出ましたように必要な合区はやられたらいい、こういうふうに思います。とにかく合区の詳細案が出てない内容は、これはもうあんこのないまんじゅうみたいな説明会だなというふうに思っております。

(司会)

じゃ、ご意見ということで承らせていただきます。

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方。

じゃ、こちら右のブロックの3列目のこちらの方。

(市民)

天下茶屋のサトウです。

去年の住民投票で大阪市は潰さないということが決まりました。それをもっともっと大事にしてほしいなと思うんです。去年ですよ、決めたのは。しかも大阪市、金ない。市長さんも何か40%ほど給料を下げはったということやけど、その金のない大阪市であの住民投票のために31億円も金使うてるんですよ。そして、ごく少数の差かもわからんけども、大阪市は残そう、こういうふうになってるんですから、話はやっぱし、真面目に考えて相談してもいいんですよ、せやけどやっぱしそれを、住民投票のことを、結果を大事にするという、これ私、民主主義の問題だと思ってるんです。それで、もう一番きょうは残念です。

それから、一番最初にグラフで、大阪市だとかは全部右下がりになりました。ほんで、言うたけども、これほんなら、何か言うてる特別区ですか、やったらこれ右上がりになるという保証もあれへんし、それから副首都ですか、それ国で決めたん。国会でも決めてない。何か私、ちょっと空論過ぎるようなこともするんです。

せやけど一番気になんのは、やっぱし少数でも決まったことは守ってほしい。イギリスがEUから離脱するとか、ヨーロッパはそうなるんですけども、ごく少数差で全部決まることが多いと思うんですけども、やっぱし民主主義を大事にするというね、そういう観点で少なくとも上の人は立ってほしいなと思っております。意見です。

(司会)

ご意見ありがとうございました。

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

ご意見、ご質問のある方、ありませんでしょうか。どうでしょう、よろしいでしょうか。すみません。もう一度、じゃ同じ方ですね。

(市民)

せっかくの機会ですんで松井知事にお伺いしたいんですが、現在、松井知事は、万国博覧会と、そして先ほどから出てる大阪都の問題、これを大きな2つの今後の目標にされてるというふうに新聞で理解をしておるわけですが、万博をやろうと思えば、前回の万博でもそうですが、大阪市、そういう基礎自治体の協力なくしてできるはずがないんですね。

それを、特に大阪市のような組織、力を持った団体でなければこれはできないと思います。そういう中で、万博に向けてやっていく最中、どうなるかわかりませんが、その最中に大阪市が解体をされようとしておる、分解をしようとしてる、こういう目標をあわせ持たれると、これは二兎を追う者は一兎も得ずということで、全く成功しないんじゃないか、全てが成功しないんじゃないかというふうに思います。その点についてお聞きしたい。

(松井大阪府知事)

そういう国際的なビッグイベントですけども、これ現状の大阪市の力というのは非常にあると思いますけど、じゃ、大阪市は昔、世界の一番のビッグイベントであるオリンピック、このオリンピックを呼ぶことはできませんでしたね。東京都は、一番の世界のビッグイベントである東京都を2度呼べました。呼べました。何で大阪市はオリンピック呼べなかったんでしょうか。オリンピック用にさまざまな、大阪市、投資しました、皆さんのお金で。バイエリアにどんどんどん埋立地をつくりました。かかった金額は7,000億かかっています。それが今、空き地でほったらかしです。皆さんの資産がマイナスの負債となって残ったままです。だから、ビッグイベントを呼ぶというのは、そのエリアの力があれば呼べる。だから、これは行政の制度を変えることとは直接リンクしません。もっと言うなら、大阪が1つになってれば、ビッグイベント、これは十分呼べると。今は吉村市長と僕とで大阪府も大阪市も一丸となっています。だからこれ十分、万博の可能性も出てくると思うし、広域が今度行政の姿が変わって例えば大阪都になっても、広域は一枚になりますから、1つになりますから、これは東京と同じような制度の中で東京が二度オリンピック呼べたように、世界のビッグイベントは十分呼び込むことができる力がある、こう思っています。大阪市という力だけでは、オリンピック、呼び込むことができませんでした。でも大阪都という力になってくれば、これは十分そういうものを呼び込むことはできると思っています。

(司会)

それでは、申しわけありませんが時間が参りましたので、あとお一人で最後にさせていただきますので、ご意見、ご質問のある方。

それでは、真ん中の、今、茶色い上着の手を挙げてる男性の方。はい、お願いします。

(市民)

先ほどの回答の中で、改めて都構想の案を練るということでしたんやけど、総合区も含めて。先ほどの質問、意見がありましたように、ラストチャンスということで住民投票で否決された都構想を、再度練り直してもう一度住民の前に出すということは、住民にうそをついて住民投票をしたと私は思うんですけど、次の段階でもし否決をされて、通るまで何回も何回も住民投票をする予定なんですか。お答えください。

(吉村大阪市長)

昨年の5月の17日、ご指摘のとおり、賛成が69万、反対が70万、これは当然、0.8ポイントの差ですけども、これは否決になりました。だからそれで特別区の案についてはバ

ツ、もうなしです。当時の橋下市長も、これはもう政治家を引退するという事でやめられました。大事なのは、私は僕自身が市長選挙に出るときにこれは迷ったんです。どういう主張をしていくのかと。大阪の将来の課題についてどう解決すべき、課題としては僕はまだあると思ってる中で、私自身は、特別区、もう一回修正して挑戦させてほしいというのを大阪市民の皆さんに正面から訴えました。当時はいろいろ批判もされましたよ。舌の根も乾かないうちにおまえ何言ってんだということを反対派の方からも批判もされました。反対で立候補された方は、完全にそれは、特別区とかは終わらせるということを掲げて市長選挙というのをやったんです。11月に。その11月の市長選挙で60万票と40万票という結果で私が選ばれました。マニフェストで約束したとおり、特別区を修正する案をもう一回つくらせてほしいということをやること自体は、何も間違ってることではないと思ってます。その中で、当然これは、今、私の一存で決めるような仕組みにもなってないし、法律では住民投票をやりなさいという法律になって、その法律も今存在してます。ですので、その法律に基づいて、もう一度、修正案というのをつくって住民の皆さんにお諮りしたいというのが私の考えで、これは民主主義、僕はそのものだというふうに思ってますんで、特に民主主義に反するとか、おかしいんじゃないかということ、確かに僕が市長選挙でそれを言ってなかったらおかしいと思いますよ、でもそれ正面から訴えたわけですから、その手続の中で今進めていってるということは全くおかしいことではないと思ってやっています。大阪のためにできること。

(司会)

すみません。それでは、時間の関係がございまして、申しわけございませんが、ご意見、ご質問は以上とさせていただきます。申しわけございません。

それで、意見募集・説明会終了に当たりましてお願いとお知らせを申し上げます。本意見募集・説明会は、ほかの会場の説明会のインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、ほかの会場のご意見を聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りした意見用紙は会場出口付近で回収いたしますが、後日、区役所窓口等でもお預かりいたしますので、ぜひご意見や感想を記入していただけたらと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、本日はこれもちまして意見募集・説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。